

定年引上げに係る幼稚園教育職員の人事・給与制度の改正について

1 趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、定年の段階的引上げや高齢期職員における多様な勤務制度が導入されたことに伴い、文京区においても、改正法の趣旨を踏まえ、能力と意欲のある高齢期職員を最大限に活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験等を継承し、組織全体としての活力の維持を図るため、幼稚園教育職員に係る人事・給与制度の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 定年前再任用短時間勤務制の導入

再任用制度が廃止され、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は定年まで）することができる制度が導入された。このことに伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給与及び手当に係る規定を整備する。

(2) 給与に関する措置

ア 一部の職員等を除き、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額を、当分の間、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額に7割を乗じて得た額（7割相当額）とする。

イ 管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員のうち、引き続き同一の給料表の適用を受けるものの7割措置後の給料月額が、当該降任等の前日に受けていた給料月額の7割に達しない場合は、当分の間、その差額を給料月額に加算する。

(3) 再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、該当する条文等を引用している条例の文言整備を行う。

(4) その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを行う。

3 実施時期

令和5年4月1日から実施する。